

求職者等に対するハラスメントの防止について

1 求職者等に対するハラスメント防止について

本組合では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の案及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年10月1日 令和7年法律第63号）に基づき、受験者の皆様が安心して採用試験を受験できるよう、公正な採用試験の実施とハラスメントの防止に努めています。

2 求職者等に対するセクシャルハラスメントとは

「求職者等に対するセクシャルハラスメント」とは「事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動などが阻害されるもの」です。

3 求職活動等に関するルール

上記のようなハラスメントを防ぐため、本組合の採用試験においては、以下のルールを遵守します。

（1）面接、面談等を庁舎外で実施することはありません。

また、一対一での面接・面談等は、密室で実施いたしません。

（例 カフェで面接する等）

（2）本組合からの連絡は、原則郵送または電話のみとします。

提出書類に記載された連絡先以外を要求することはいたしません。

（例 「LINE 教えて」等）

（3）私的な接触（連絡等も含む）はいたしません。

（例 「ご飯いかない？」等）

4 求職者等セクハラに関する相談窓口

採用試験において、求職者等セクハラに関するご不安や、お気づきの点がございましたら、下記の相談窓口へお問い合わせください。

島根県市町村総合事務組合 総務課

電話番号 0852-21-4301

平日8時30分～17時15分（土日祝、年末年始除く。）